

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） [略]</p> <p>（イ） その養育する子が<u>1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>（ウ） [略]</p> <p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ [略]</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） [略]</p> <p>（イ） その養育する子<u>（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>（ウ） [略]</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ [略]</p> <p><u>（育児休業等の対象となる者）</u></p>

(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)

第2条の2 [略]

(再度の育児休業をすることができることとなる最初の育児休業の期間)

第2条の3 [略]

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業の承認が、育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。)とする。

(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)

第2条の3 [略]

(再度の育児休業をすることができることとなる最初の育児休業の期間)

第2条の4 [略]

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業の承認が、育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立することな

<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産したことにより効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p><u>く児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務の承認が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>
<p>2 (育児休業等の対象となる者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭</p>	<p>(育児休業等の対象となる者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭</p>

和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。)とする。

和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。